

福井県立大学附属図書館規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第19条第4項の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集・整理および保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧・貸出・提供に関すること。
- (3) 図書館資料等の学内外の相互利用に関すること。
- (4) 読書の指導および図書に関する知識の普及に関すること。
- (5) その他図書館資料の充実に関すること。

(位置)

第3条 本学の永平寺キャンパスに図書館を置く。

2 本学の小浜キャンパスに図書館小浜分館を置く。

(図書館長)

第4条 図書館長（以下「館長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 図書館長の任期は、は2年とし、再任を妨げない。
- 3 図書館に、館長を補佐する副館長を置くことができる。
- 4 副館長は、学長が指名し、理事長が任命する。
- 5 館長に事故があるときまたは館長が欠けたときは、あらかじめ館長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(方針)

第5条 図書館資料の収集方針など、図書館の管理および運営に関して特に重要な事項は、学長が定める。

(利用)

第6条 図書館の利用については、学長が細則で定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。